

# 令和8年度庄内町育英資金貸付者募集要項

## 1 貸付金額

高等学校	月額	※1 10,000円以内
高等専門学校	月額	※1 20,000円以内
専修学校 (高等課程・専門課程)	月額	※1 50,000円以内
短期大学		
大学		
入学時の一時金貸付 (高校・高専校は除く。)		※2 500,000円以内

※1 貸付金額または実際の授業料(月額)のいずれか低い額となります。

※2 一時金については希望者のみの貸付となります。

## 2 貸付対象

庄内町に住所を有し、町税等の滞納がない方の子で、学資の支弁が困難と認められる学生、生徒。なお、在学中の学生、生徒も対象としています。

## 3 申し込み期限

令和8年3月9日(月)

## 4 申し込み手続き

※下記提出書類のうち、合格発表日等の都合により申込期限まで提出できない書類がある場合、育英資金貸付願書(様式第1号)や先に提出できる書類については必ず期限内にご提出ください。

提出が遅れた書類は、準備ができ次第速やかに提出をお願いします。

下記の書類を教育課教育総務係に提出してください。

- ① 育英資金貸付願書(様式第1号)
- ② 出身校又は在学校的長の推薦書(様式指定なし)
- ③ 学校長(これに準ずる者を含む)の証明のある直近の学業成績書(様式指定なし)
- ④ 月額又は年額の授業料金がわかる書類の写し(入学案内等)
- ⑤ 在学証明書又は合格通知書の写し

## 5 貸付決定

選考、決定次第、3月中～下旬に文書で通知します。

(※日本学生支援機構の第一種奨学金の基準を参考にして選考します。)

## 6 貸付方法

年4期(4月、7月、10月、1月)に分けて、指定の口座に振り込みます。  
(※入学時の一時金貸付は4月中旬に振り込む予定です)

## 7 返還方法

卒業後に返還開始となります。返還期間は貸付総額により決まります。  
(6年以内～10年以内)

## 8 申し込み・問い合わせ先

教育課教育総務係

電話 0234(43)0126

## 9 その他

庄内町育英資金貸付基金条例及び庄内町育英資金貸付基金条例施行規則もご覧ください。